

## 証紙購入の考え方

### (1) 実就労者予定数及び日数により算出する場合

請負者が、建設現場ごとの建退共制度の対象労働者数およびその就労者数、並びに就労予定日数が的確に把握できる場合は、それに応じて必要な枚数を購入すること。ただし、この場合掛金収納書貼付欄に、算出の根拠（算出方法）を記入すること。

### (2) 対象工事における労働者の建退共加入率で算出する場合（下表参照）

$$\text{契約金額（税込）} \times \text{工種別・総工事費別の率} \times \frac{\text{対象工事における労働者の建退共加入率}}{70\%} = \text{証紙購入金額}$$

(例) 契約金額700万円の道路改良工事（その他の土木）で加入率が50%の場合

$$7,000,000円 \times (4.1 / 1000) \times (50\% / 70\%) = 20,500円$$

### (3) 上記(1)、(2)での算出が困難な場合（下表参照）

契約金額（税込）×「その他の土木」欄における総工事費別の率 = 証紙購入金額

(例) 契約金額600万円の工事の場合

$$6,000,000円 \times (4.1 / 1000) = 24,600円$$

ただし、当初購入の証紙以上に必要になり、追加で証紙を購入した場合は、工事完成時まで提出すること。

#### 〔共済証紙購入の考え方について〕

下記は総工事費に占める共済証紙代金の割合について、「労働者延べ就業予定数」の7割が建退共の被共済者であると仮定して算出したものである。

したがって、これを実際に活用する際には、次の数字に〔対象工事における労働者の加入率（%）/70%〕を乗じた値を参考とすること。

総工事費（千円）	1,000 ~9,999	10,000 ~49,999	50,000 ~99,999	100,000 ~499,999	500,000 以上
工種別					
土木					
舗装	3.5 / 1000	3.3 / 1000	2.9 / 1000	2.3 / 1000	1.7 / 1000
橋梁等	3.5 / 1000	3.2 / 1000	2.8 / 1000	2.1 / 1000	1.6 / 1000
隧道	4.5 / 1000	3.6 / 1000	2.8 / 1000	2.1 / 1000	1.9 / 1000
堰堤	4.1 / 1000	3.8 / 1000	3.1 / 1000	2.5 / 1000	1.8 / 1000
浚渫・埋立	3.7 / 1000	2.8 / 1000	2.7 / 1000	1.9 / 1000	1.7 / 1000
その他の土木	4.1 / 1000	3.6 / 1000	3.1 / 1000	2.3 / 1000	1.8 / 1000
建築					
住宅・同設備	4.8 / 1000	2.9 / 1000	2.7 / 1000	2.2 / 1000	2.0 / 1000
非住宅・同設備	3.2 / 1000	3.0 / 1000	2.5 / 1000	2.1 / 1000	1.8 / 1000
設備					
屋外の電気等	2.9 / 1000	2.1 / 1000	1.8 / 1000	1.4 / 1000	1.1 / 1000
機械器具設置	2.2 / 1000	1.7 / 1000	1.4 / 1000	1.1 / 1000	1.1 / 1000

(注) 総工事費とは請負契約額（消費税相当額を含む。）と無償支給材料評価額の合計額をいう。

建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書  
(中小企業退職金共済制度掛金)

令和 年 月 日

糸島市長 殿

請負者 住 所

氏 名

工事名

このことについて、次の通り提出します。

掛金収納書(発注者用)貼付欄

- (1) 工事請負契約締結後1か月以内及び工事完成時までに発注者に提出して下さい。
- (2) 未購入の場合は、その理由を記入して下さい。
- (3) 中退金などの別の退職金制度に加入している場合は、加入が確認できるものを添付して下さい。

請負者へのお願い

- (1) 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識(シール)を現場事務所の見やすい所に掲示すること。
- (2) 工事を下請業者に施工させる場合は、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を併せて購入して、現物により交付すること。又は建退共制度の掛金相当額を下請代金に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び添付を促進すること。
- (3) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務処理を、元請業者においてできる限り下請業者から受託すること。